

危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

改正規則

鋼船規則 S 編

改正事項

危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

改正理由

危険化学品ばら積船に積載する貨物については、新規貨物の査定、従来規定されていた貨物の再査定が継続的に行われており、査定された貨物は毎年 MEPC.2 サーキュラーとして公表されている。これらの貨物は定期的に IBC コードに取り入れられており、2008 年以降に査定、再査定が行われた貨物に対する運送要件を取り込んだ改正 IBC コードが 2012 年 10 月に開催された IMO 第 64 回海洋環境保護委員会 (MEPC64) 及び 2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会 (MSC91) において、決議 MEPC.225(64) 及び決議 MSC.340(91) としてそれぞれ採択された。

当該決議により、バイオ燃料混合油等、新たに査定された貨物に対する運送要件が追加された他、従来規定されていた貨物についても、電気設備等に関する要件が改められた。

今般、決議 MEPC.225(64) 及び決議 MSC.340(91) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 S 編 17 章において、危険化学品の最低要件一覧表を改めた。
- (2) 鋼船規則 S 編 18 章において、S 編の規定を受けない化学品の一覧表を改めた。